

午前１０時２０分 開会

【井上委員長】 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

議長が御出席なので、御挨拶をお願いいたします。

【赤嶺議長】 皆さん、おはようございます。一般質問３日間お疲れさまでした。風邪がはやっているようでございますので、どうぞ皆さん、本会議最終日まで体調には十分御留意をいただければと思います。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

【井上委員長】 日程１、意見書（案）について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料１を御覧ください。前回６月１７日の本委員会で３件を各会派に持ち帰っていただいております。（１）－①から１件ずつ順番に、修文の有無、提出者、賛成者の決定をお願いするものでございます。

【井上委員長】 それでは、（１）－①医薬品供給不足への対応及び市民の健康リテラシー向上に関する意見書（案）について、修文の有無の確認をお願いします。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、修文はないようですので会派ごとに賛否を確認したいと思います。自民党・新政クラブ。

【福本委員】 賛成です。

【井上委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 賛成です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 賛成です。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 反対です。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 反対です。

【井上委員長】 虹の会。

【石田委員】 反対です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 議場で明らかにします。

【井上委員長】 大和維新×iRAISE。

【星野委員】 議場で明らかにします。

【井上委員長】 全会一致とはなりませんでした。本件は会派からの提出ではないため、提出者については賛成会派の中で持ち回りとしたいが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 この先の手順について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 文案は原案のとおりといたします。

今回の持ち回りの順番から、提出者は自由クラブ、賛成者は自民党・新政クラブ、公明党でお願いいたします。

【井上委員長】 説明のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのように決定をいたします。

次に、(2)－①核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)について、修文の有無を確認したいと思います。修文はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 修文はないようですので、会派ごとに賛否を確認したいと思います。まずは大和維新×iRAISE。

【星野委員】 反対です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 賛成です。

【井上委員長】 虹の会。

【石田委員】 賛成です。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 賛成です。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 賛成です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 賛成です。

【井上委員長】 自民党・新政クラブ。

【福本委員】 反対です。

【井上委員長】 この先の手順について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 文案は原案のとおりとさせていただき、公明党が提案されているので提出者は公明党、賛成者は自由クラブ、日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会、立憲民主党でお願いいたします。

【井上委員長】 説明のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 では、そのように決定をいたします。

(2)－②イラン情勢の緊迫化に伴うエネルギー・物価危機への緊急対応を求める意見書(案)について、対案が提出されていますが、原案の提出者である虹の会から意見等ありますか。

【石田委員】 公明党から対案が出されていると承知をしております。

内容としましては、経済対策、ナフサ由来の関係のものですとかのことにしましては、虹の会の問題意識と非常に同じかなと思っております。一方で、外交に関して、イランやアメリカとの交渉を求めるこちらの意見書に対して、その部分に関しては丸ごと削除されている形になっております。一方で、経済的な対策に関しては喫緊の課題でありますので、対案だからといって反対をするということは考えてはいないという状況でございます。

【井上委員長】 では、続いて対案の提出者である公明党から説明をお願いします。

【鳥渕委員】 虹の会から出ているものに対しまして、公明党といたしましては、イラン情勢に伴うエネルギー・物価高騰への緊急対応を求めるという形で意見書(案)を出させていただきました。

長引く物価高騰の影響は家計負担を増大させる。とりわけ低所得者世帯、子育て世帯をはじめ中小企業、小規模事業者などの地域経済を支える多くの方々が厳しい状況に置かれているということを踏まえて、4点記させていただいております。1、中小企業・小規模事業者を対象に、雇用調整助成金

の要件緩和、休業手当の補助、資金繰り等の支援。２、物価高騰の影響を受けやすい低所得者、子育て世帯への給付。３、原材料費高騰分を価格転嫁できない医療、介護、障害福祉施設への支援。そして、４点目にナフサの安定供給というふうに記させていただきました。

御賛同をよろしくお願いいたします。

【山田副委員長】 対案で「緊迫化」は題名として抜いて出したはずですが、これには入っていますよね。

【井上委員長】 暫時休憩します。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時２８分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

趣旨、願意を変えるもので同一性を維持していないと思われるため、原案と対案は別物としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、原案と対案は別々に取り扱うこととなります。

順番は、まず原案に対し、修文、賛成者等の確認を行い、次に、対案に対し、修文、賛成者等の確認を行うこととなります。

では、虹の会提出の原案について、修文の有無を確認したいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 修文がないようですので、会派ごとに賛否を確認したいと思います。まず、自民党・新政クラブ。

【福本委員】 反対です。

【井上委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 反対です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 反対です。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 賛成です。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 賛成です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 議場にて明らかにします。

【井上委員長】 大和維新×iRAISE。

【星野委員】 反対です。

【井上委員長】 この先の手順について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 委員長による賛否確認が行われた結果、本会議での可決、成立が見込まれないので、本会議へ上程されない扱いとなります。

【井上委員長】 説明のとおりとなるので、御承知をお願いします。

次に、公明党提出の対案について、修文の有無を確認したいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 修文がないようですので、会派ごとに賛否を確認いたします。大和維新×iRAI

S E。

【星野委員】 反対です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 賛成です。

【井上委員長】 虹の会。

【石田委員】 賛成です。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 賛成です。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 賛成です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 賛成です。

【井上委員長】 自民党・新政クラブ。

【福本委員】 賛成です。

【井上委員長】 この先の手順について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 文案は原案のとおりとし、公明党が提案されているので提出者は公明党、賛成者は自民党・新政クラブ、自由クラブ、日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会、立憲民主党でお願いいたします。

【井上委員長】 説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、そのように決定をいたします。

【井上委員長】 日程２、一括討論・一括採決の取り扱いについて、本件は６月１７日の本委員会で各会派へ持ち帰りとなっていた件であります。詳しくは事務局から説明いたします。

【議事係長】 前回６月１７日の本委員会におきまして、２５日の本会議最終日で、議案第２７号から第２９号まで、件名はいずれも物品購入契約の締結についての３件につきまして、一括討論、一括採決の扱いとすることについて、各会派にお持ち帰りいただいたものでございます。

本件について協議、決定をお願いいたします。

【井上委員長】 事務局から説明したとおり、一括討論、一括採決とすることよろしいでしょうか。

【石田委員】 虹の会としては、これは個別に行っていくべきだと考えています。

【井上委員長】 では、本件は全会一致となりませんでしたので、一括討論、一括採決とはせずに、日程ごとに討論、採決を行うことよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのように決定をいたします。

【井上委員長】 日程 3、公社等経営状況の質疑について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 今回は 2 名、布瀬議員、星野議員から質疑通告がございました。最終日の本会議日程中、基地政策特別委員会の中間報告の後に質疑予定でございます。質疑の範囲は報告書記載事項の範囲で、会議規則第 55 条の規定により回数は 2 回までとなります。また、第 54 条第 3 項に「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」と規定されており、過去に、2 回目の質疑で質疑ではなく意見を述べたため、最終日の本会議で発言を取り消した事例もございますので、御留意くださるようお願いいたします。

【井上委員長】 事務局から説明した事例もあったので、会議規則を遵守した上で質疑の実施をお願いいたします。以上のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いをいたします。

【井上委員長】 日程４、令和８年第３回定例会の会期日程（案）について事務局に説明を求めます。

【事務局長】 それでは、資料２を御覧ください。令和８年第３回定例会につきましては、８月２７日から９月２５日までの３０日間の会期を予定しております。これに向け、表の下欄外にあるように、８月２０日に本委員会の開催を予定しております。

表の上から、８月２７日が本会議初日、委員会は８月３１日から９月４日までの記載の５つの委員会で、７日が委員会の予備日となっております。総務常任委員会開催日でございます９月３日の正午が一般質問の通告締切り、１５日から１７日までが本会議で一般質問、２５日が本会議最終日となっております。また、９月１４日及び１８日に本委員会の開催を予定しております。

【井上委員長】 説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いをいたします。

【井上委員長】 日程 5、議員派遣について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料 3 を御覧ください。議会改革実行委員会におきまして、予算決算委員会の導入に向けて先行事例の調査研究を行うため、本年 8 月 7 日に海老名市議会を訪問し、視察を行う予定でございます。

本件は正副議長も御出席されたいとのことであり、記載のとおり、当委員会の委員に正副議長を加えた 14 名の議員の派遣につきまして、地方自治法第 100 条第 13 項及び大和市議会会議規則第 167 条第 1 項本文の規定に基づき、即決にて議決をお願いするものでございます。

【井上委員長】 説明のとおりでどうでしょうか。

【高久委員】 これは現地集合ですか。それとも、ここでビデオを見るものでしたか。

【議事係長】 詳細につきましては今後御連絡させていただきます。

【井上委員長】 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 日程６、その他の（１）発言の取消しについて、公明党の鳥渕議員と山田議員からそれぞれ１８日と１９日に行った一般質問に関して発言の取消しをしたい旨の申出がありました。詳しくは事務局に説明を求めます。

[illegible]

本件は、本会議最終日の会議冒頭で議長から指名がありますので、鳥渕議員に挙手をしていただき、議長が発言を許可し、同議員から取り消したい部分についての発言をし、その後、議長から異議がないかを諮ることとなります。続いて、山田議員についても同様の流れを行っていただきますので、御承知おきいただくとともに所属の議員への周知をお願いいたします。

【井上委員長】 説明のとおりでよろしいでしょうか。

【石田委員】 鳥渚委員のほうは何となくもう分かりました。山田副委員長のほうがちょっとまだ取り消す理由が明確にのみ込めなかったので、少し御説明いただいてよろしいでしょうか。

【山田副委員長】 「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」と申し上げたのですけれども、自分が住んでいる地域にもすることができます。だから、これは本当は自分の住んでいる地域にはなかなかしませんがとか、そういう言い方だったらよかったと思うのですが、これだと事実誤認のことを言ってしまうということなので、取り消させていただきたいと思っています。

【井上委員長】 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いをいたしますが、これに関連して議長から提案を受けています。内容は事務局に説明をさせます。

【議事係長】 議長からの御提案は、各議員は自らの発言には十分に注意していただいていると思うが、時には今回のように取消しや訂正の必要が生じるのは議長としてはある程度仕方のないことだと思われており、しないよりはずっとよいと思うとのことでございます。

会議規則第64条により、発言の取消しについては、本件のように議会の議決が必要ですが、訂正は議長の許可のみで足りるとされているところ、いずれも議会運営委員会で、いついつ取消しまたは訂正がある旨、了承を得ている状況でございます。そうしますと、一般質問での発言の場合は最終日前の議運に諮るため、最終日に限られることとなります。そこで、今回のような取消しではなく訂正につきましては、今後、本委員会に諮ることなく、規則に従い議長の判断で訂正のタイミングを決めることができれば効率的ではないかとのことでございます。そうすれば、例えば一般質問の初日で誤りがあった場合、その日の午後ですとか次の日の冒頭などに時間を置かず訂正を行うことができるため、これを議会運営委員会の申合せとしてはどうかとの御提案でございます。

【井上委員長】 内容は説明のとおりであります。

委員長としても、会議規則に即した対応であり、効率化に資すると思いますが、意見等ございますか。

【石田委員】 ちょっと今の今、ぼんと言われて、分かりましたということではなくて、しっかりと検討したいと思います。

【井上委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 よろしいですか。それでは、本件については各会派の意見を踏まえまして、持ち帰っていただきまして、次回協議することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、そのように決定をいたします。

(2) 委員外議員の発言について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、5月25日の本委員会で説明があったとおり、自民党・新政クラブから委員外議員については発言しないことを原則とするとの提案がなされて持ち帰りとなされ、前回6月17日の本委員会で御協議いただきましたが、再度持ち帰りとなり、引き続き本日協議することとされたものでございます。

【井上委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた本件について、各会派の意見を順番にお伺いいたします。公明党からお願いします。

【鳥渕委員】 今、委員外議員の発言のところですよ。前回述べたとおり、賛成の立場であります。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 前は多少条件付で従来の発言を許してもいいのではないかということなのですが、前回の様々な皆さんの意見を聞いた結果、やはりこれについては、今後、同じような話になってしまうのですけれども、昨年の12月にああいう問題が出て、非常に重大な、議会として反省しなくてはいけないような内容です。そういうことで、この際百歩譲って、前は条件付で了としたわけですが、最善な判断として、今日はこれについてはもう委員外議員の発言はなしにすると、自民党・新政クラブの提案に賛成したいと思います。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 現状維持でいいと思うので、この提案には反対します。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 パワハラ発言というところで、12月の議会の発言でトラブルがあったということが大きな発端だったと思うのですけれども、パワハラ発言と委員外議員の発言は切り分けて考えるべきだと考えます。持論が持ち出されたり、威圧的な発言があった場合は委員長や議長が注意するとか、ハラスメント防止の運用強化をした上で検証するのが適切だと思います。パワハラ防止をすることと、委員外議員が発言をすることの因果関係が説明されていない中で、委員外議員の発言をなくすことは行き過ぎだと考えます。一度なくしてしまったらなかなか戻せないということもあり、慎重に考えるべきだと考えます。今までどおり3分3回とするべきだと思います。

【井上委員長】 虹の会。

【石田委員】 今の3回3分でやるべきだと思っています。何かあたかもあったことのようにパワハラ発言という言葉が出てきて、認定されていないようなことを何度も何度も繰り返し繰り返し、弁護士も入れて、様々な御意見もいただきました。それでも、終わった後も、あれだけお金もかけて、時間もかけてやったことなのに、まだパワハラ発言があったもののように言うということは、本当に私は名誉を傷つけられていると思っています。これこそハラスメントなのではないでしょうか。

こういったことを繰り返し言って、議員の発言というものが萎縮をするということも考えられると思います。市側の申入れが果たして適切だったのかということは各種私も意見がありますが、こういったことを前提に、それがあったかのようにして、だからこそ委員外議員の発言は悪なのだということも、これもまたおかしい話で、ハラスメントの発言が仮にあったとしても、それと委員外議員が発言

できる、できないということは全くの別問題です。それを無理やりこじつけて、だから、委員外議員の発言はやめるべきだというのは明らかにおかしい。

もう一つは、3分3回ということ一度決めて落としどころをつくったにもかかわらず、具体的な必要性というものが示されていない中でこれをやる、またそれを変えていくというのも、あの申合せは何だったのかということも非常に疑問に思うところでございます。

こういったことから3分3回を堅持し、しっかりそのルールを守って運用していく。様々な会派の意見というのがしっかり示される。しかし、委員会制を取っていますので、まずは委員の意見をしっかり出していただく。出し切った後に各会派で委員外議員が出ていた場合に委員外議員も発言ができる状況というのは、私は優れた運用だと思っておりますので堅持するべきだと思います。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 委員外議員の発言については、こちらは反対という意見を出したいと思います。一度問題が起きたからといって、ほかの委員外議員の発言を制限してしまうのは少し問題があるのではないかと思う部分と、権利の主張云々ではなくて、もちろん委員外議員や少数会派としてお願いをしている立場でもあるので、3分3回という部分は今後検討していくという話の中でそこに今落ち着いている中で、様々これからも検討していく部分ではあると思います。

委員外議員が発言する際に、委員長から端的にという話をいただいている中でも、やはりなかなか質問に移らない、端的な状態にならないという部分は考えていかななくてはいけないので、3分3回を取りやめて、せめて1分、3回までに落としどころを入れていただければと思います。

【井上委員長】 大和維新×iRAISE。

【星野委員】 結論から言うと、前回と意見を変えて委員外議員の発言は原則禁止とするということにします。ただし、それに当たり、議事録の関係上、意見も述べさせていただきます。

まず、我が会派、同会派、日本維新の会所属、村田玲議員は、委員外議員の発言を認めるべきだという立場であるということをここで申し上げておきます。

もう一つ、注意事項というか言っておきたいことがあります。決して我々は、意見を変えるに当たり、多数の会派から何か金銭的な授受なりがあったりすることはないということは一応申し添えておきます。その上で、私の判断として、今回意見を変えることに強行したということに対して簡単に理由を述べさせていただきます。

まず、私も1期目の3年目の中で、例えば議論の中で、少数会派だからという意見があったのですが、私も少数会派である。その中で、決して自民党・新政クラブや公明党、自由クラブのような多数会派から言論を弾圧ないし意見を述べることを制止されたような経験がないということから、少数会派であることのデメリットとかいうものは特段、言論の自由という意味では全く感じていないということ。

次に、これまでの議論の中で、議会がかなりいろいろな、この委員外議員の発言で紛糾してきたということを、私、1期目ですが、見てきました。その中で、発言の自由の域を超えているというようなことだったり、議事録にどれだけ残すことが、あたかも目的かのような議論が散見されることから、本来の議事録を残す議会の意味というものを履き違えていると感じること。

そしてもう一つは、表現の自由というものだったり、発言の自由は当然あるのですが、同時に、我々は議会という形で、人的なリソースが限られている、時間も限られている、人員も限られている中で、より効率的にやらなければならない。そういう中で、私はあくまでもバランスを取った上で今回意見を変更するということを申し添えさせていただきます。

【井上委員長】 各会派から御意見が出ました。それを踏まえて協議をお願いしたいと思います。

【中村委員】 前回も申し上げたのですけれども、時間が延びるとかパワハラがどうかとかそういう話ではなくて、そもそも委員会だから委員が発言するというのが原則ということです。基本的には、委員会だから委員が話している。例えば、委員は1日この委員会の中にいて、1日その時間を拘束されて、この議論に入って、その中でいろいろな意見を言っているわけですが、委員外議員の中には、あたかもその3分3回というのが今もう権利になってしまっているというのをちょっと私は懸念しているのです。3分3回というのは、あくまでもそれをめどに、それが許される場合があるという形の運用だったはずなのに、もう3分3回は自分の発言できる権利なのだという形で運用されているというのが一つ大きな問題だと思っています。

あと、委員外議員の中には、自分が関心があるところだけ傍聴に来て、そして自分が言いたいことだけ発言して、自分が言い終わったらもうそのまま退席してしまうという方もいらっしゃいました。委員は、少なくともその日は1日委員会に参加をして、その中で様々な意見を聞きながら自分の意見を発言しているのだけれども、あたかも自分の発言だけしに、そこに傍聴に来ているという議員がいらっしゃるということも、やはり委員会審議の通常の流れとは違うと思うのです。

あくまでも、大和市議会は委員会制度を採用していて、委員会の中で委員による熟議をするという制度なのです。だから、その制度に基づいて議論をしているということから考えると、もともと委員外議員の発言そのものがイレギュラーだったのであって、それについても、今、もう1回見直すということになっているので、これを委員外議員が発言すると時間が長くなってしまいうからとか、パワハラがどうか、そういう話ではなくて、委員会だから委員がやるというもともととの在り方というものに戻ろうというか、それをしっかりとやっていこうということが提案ですので、ぜひそういう観点で見ていただければと思います。

【星野委員】 1点、基本的に原則委員外議員の発言は禁止なのですが、私の意見としては、運用上、運用として、できるだけ委員長の配慮、裁量によるのですけれども、せめて議員の発言、原則禁止なのですけれども1回、1つの事案について1つ端的に質問するというのを運用として認めていただきたいなと思います。これは意見です。

【井上委員長】 ただ、今回ののは、原則自粛するということを提案しているので、それに対しての議論であって、例えばどういう場合はとか、原則ではない、では原則ということ、例外はどうかのだという話はちょっと置いておいて。それをすると広がってしまうので。

【石田委員】 私、今日に臨むに当たって、原則と言っていて、あくまで原則なのだと言っている方々の論があったので、これを判断していくために、当然その原則というのは何なのかということの確認をするというのは、広がってしまうと言いましたけれども、おっしゃっている主張の内容をしっかりと議論するということは、外れるとか内容が何か無作為に拡散するという議論ではなくて、当然主張されている側に、原則はこうで例外があるのだということをおっしゃっているのであれば、どういう場合なのかということ具体的に確認する行為を、委員長はするなとおっしゃっていると、今そういうふう聞こえてしまったのですけれども、どういうことなのか。

【井上委員長】 御意見を言うのはいいのですが、今ここは、提案会派からは原則発言しないことを申し合わせるということであって、どういう場合だとかというのはそこまで議論を広げてやる場ではないと思っています。

【中村委員】 原則発言しないということは、今、石田委員がおっしゃったように、もちろん例外があるわけですね。では、どういう場合が例外かというのは、それはあくまでも委員会が判断すること

だと思います。だから、委員会が、今もそうしていますけれども、誰々議員から発言許可の願いが出ています、どうしますかということで委員会で諮って、それがいいですということになって発言しているから、それについては一緒だと思います。

だから、その都度の原則発言しないということがここで申し合わせられたとしたら、原則発言しないということがこれから原則になるのだけれども、それでも発言したいという委員外議員があった場合は、それをどのように判断するかはその委員会が判断することだと思います。

(発言する者あり)

【井上委員長】 委員外議員の方は静粛をお願いします。

【石田委員】 委員会で判断をするということは分かるのですが、これまで発言オーケーだったわけです。それが、原則発言をしないと言っていて、前回の委員会では、原則なので例外もあるのだということは言っているわけです。それがどういう場合であるのかということに関して、いろいろな会派の声を排除するわけではないのだと。だけれども、こういった経緯があったから——そちらの御主張ですけれどもね——があったから、原則しないということになるのだとおっしゃっていたので、排除しないというのであれば、どういう場合を排除しないのかということをしかり示すというのは責任ではないでしょうか。

【福本委員】 これは前回の議運で御説明させていただいたので、もう分かっていたかと思うのですが、もう1回御説明します。提案会派として、なぜ委員外議員については発言しないことを原則とすると提案させていただいたかという、これはもう1回言いますね。本来、委員会は、所属委員が付託された案件の審査を行うために質疑を行う場であると私たちは承知しています。委員外委員の質疑は、委員会の審査に加わることができないのに質疑に参加することに、私たちは大変違和感を覚えている。仮に、本会議で賛否を表明するためにどうしても確認したいのであれば、個別に担当課にすればよいと考えておりまして、わざわざ議事録に残る委員会の場で質疑をする必要はないと考えています。また、一般質問で聞くこともできます。

ですから、この前提で、どうしてもこの委員会で委員外議員として審査に加わることができない委員外議員が質疑をその場でしなくてはいけないというものを、逆に委員外議員が委員に対して説明をして、その委員が納得して、それならば、では発言を許そうとなれば、それは例外だって認められるのではないのでしょうか。

(発言する者あり)

【井上委員長】 静粛をお願いします。

【石田委員】 例えば全く示されていない角度での質問であるということが明確な場合は、短い、例えば先ほどあった1分とか、端的に時間を決めてするということができるとか明確にしておかなければ、そのこのふわっとした運用をすると、はっきり言ってほとんど認められないと思います。

だって、なぜ委員外議員の発言を認めるのかということを確認にしなければ、その場で長々と説明をして、それに関してどう考えるのかということ議論するということは、普通に考えて委員会審査運営上も現実的ではないと思うのです。そこは判断基準を明確にしておかないと、スムーズな運営というものを日頃からおっしゃられていると思うのですが、それとはかけ離れた運用になると思うのですが、いかがでしょうか。

【福本委員】 ですから、委員外議員は発言しないことを原則とするというのは、もうそこまで重たいことなのだ、だから、例外として発言させてもらえるのであれば、ちゃんと委員に納得してもらえ、それだけの大義を示す必要があるということだと思います。ですから、その部分に関しては大

事なことなのかなというふうに承知しています。

【石田委員】 これに関してはすり合わないと思うので、最後、意見として申し上げますけれども、いろいろな考え方の違いがあって、やるわけです。だから、みんながみんな納得する質疑ではなくて、自分は考えていなかったし、自分の考え方も違うけれども、そういう意見が出てくるからいいわけです。それをやはり皆さんが納得するということを前提にするということ自体が、多様な意見を排除する考え方だと私は考えます。これは意見です。

【井上委員長】 ただいまのは意見として処理させていただきます。

【西田委員】 では、石田委員は、委員会に議案が付託される重さというのは、何かそのあたりはどう考えていらっしゃるのですか。

【石田委員】 質問が非常に漠然とされているのでちょっと答えづらいのですが、ただ、いきなり議案が出されて、すぐに本会議で賛成討論というようなことではなくて、しっかりと理事者側に対して、なぜこういったものが出されているのかということを議論する機会があるということが非常に重要だと思っています、そういった議論で、どういった聞き取り、質疑をするのかということに関して、一部の大きな会派の質疑、観点だけではなくて、様々な立場の議員の声がそこであるべきだと私は考えています。

【西田委員】 委員会でいろいろな視点、視点とおっしゃいますけれども、委員を選出するというのはやはりそれだけ重いことで、その視点が足りなかったということも含めて、その委員会の力だと私は思うのです。だって、委員会に、委員に付託されているのですから、付託とはそういうことですよ。

(発言する者あり)

【井上委員長】 静粛をお願いします。

【西田委員】 です、そこについて議論が発展しなかったというのも、その委員会の中で完結するべきだと思います。

【高久委員】 議案が議会に提案されて、委員会審査があったり、定例会最終日の本会議で結論が出されるかと思うのですけれども、その審議の過程でいろいろ意見を言う、これは議員に等しく与えられた権利だと思うのです。ただ、議会審議はそれなりにスムーズに効率的にやる、その手法の一つとして委員会制度があるのだと私は理解しています。ですから、その場で、その委員だけの審議に漏れているとか、そういった違った意見を持った議員が委員外議員として、そういう提案、質疑をする機会は十分あってしかるべきだと私は思います。

ですから、福本委員から提案されているのだと、原則しない、できない、でも、例外は認めますよということですから、その表現を、できるのだということも含めた表現に変えていただいたほうが、もう委員外議員の発言は駄目なのだということが議会の進行に、そういう流れになってしまうので、それを何か担保できるような形にさせていただきたいと私は思います。

【星野委員】 この間、発言だったり意見の質ということに対して、いろいろ多様性だったということとを担保できないのではないかという話がある。これは一面そのとおりなのですが、しかし、我々は、ルールの中で、そして限られたリソースの中で、議論を進めていかなければならないとなったときに、全て拾うことは現実的に難しいわけです。なので、今、運用の中で問題が出てきたので、ルールの中できちんと範囲内で収めるということを当然優先すべきかなというふうに感じるということ。

あと1件、では、委員外議員は、例外規定が、どうやって認められるのだということがありましたけれども、例えば私だったらこうします。事前に各委員に、私にぜひ発言させてください、委員長に

もぜひ発言させてください、これだけは並々ならぬ思いがあって、これだけは議事録に残させていた
だきたいのというふうに、事前に私だったら言います。そういった努力をすべきでしょうと私は思
います。

【中村委員】 話としては、大体平行線だと思うのです。ただ、これはみんなの意見を聞いたほうが
いい。だとすれば、本会議主義というやり方もあるのです。だから、本会議で、全部の議員がそこに
出席して、全部の議員が全ての議案について発言できるという方法だって、やろうと思えばできるの
です。でも、大和市議会は、委員会に付託をして、委員によって議論をしようという方法を選択して
いるのです。そういうルールに従って議論をしているのですから、その議論の中で、そもそも委員が
その議案については審議をして議論をするという前提、それが原則なわけです。

例外的に、もし委員外の議員でどうしてもその中で発言をしなくてはいけないのだという認識を持
った議員が、発言の許可を求めて、委員会がそれを認めるのであれば、それは発言を許しますよとい
うのが今回の提案なので、何もおかしいことを言っているわけではなくて、本来のこの委員会の制度、
そして議論のやり方、大和市議会のルールにのっとった提案をしているわけなので、その辺について
御理解いただきたいなと思います。

【北島委員】 先ほど来中村委員のおっしゃるとおりで、委員外議員が必要なところだけ来て、質問
を終えたら帰るということは、もう本当にその常任委員会をばかにしていると思えないような、
権利というか、3分3回の使い方というのは確かにあったことは事実だと思います。その所属する会
派だったり、国政だったりという部分で、自分のこういう質問をしてほしいと質問をお願いしても、
やはりそういう政党だったりとか会派の意見、方向性からして、この質問はできない、こういう意見
は言えないよという部分も確かにあると思います。同じ会派でも、こういうふうに疑問に思うのだけ
れども質問してくれないかといっても、いや、私はそれは疑問に思いませんと言われたら、質問する
機会すら失われてしまうのもあることだと思います。

そういう部分からすると、先ほど原則禁止という言葉になっていますけれども、行わないとかとい
う文言の修正をしていただければなという部分と、その行わない中で、先ほど星野委員もおっしゃっ
たように、では、原則行わない中で、どう発言する許可を得られるのかという道筋を立てていただい
た中で、そこで合意が得られればいいのではないかと考えます。先ほどから、特に権利という部分
に関しては、本当に委員会に所属している議員に対して失礼な部分かなと考えております。

【井上委員長】 もう一度確認いたしますけれども、委員外議員については発言しないことを原則と
するというのが提案です。

【吉田委員】 前回の議論の中で、委員に託して質問すればいいという意見もあったと思うのですけ
れども、委員に託せば何回でも質問していいということになるとと思いますが、それについては、逆に
それでいいということなのではないでしょうか。確認させてください。

【井上委員長】 誰に確認を。提案会派ですか。

【吉田委員】 前回お話ししたときに中村委員からそういう提案があったと思いますが。

【中村委員】 委員になっている方をお願いして発言をしてもらうのであれば、それはその委員の発
言なので、委員にこういったことについて委員会で聞いてくださいということをお願いして、その委
員が分かりましたよと言って発言をするのであれば、それは委員外議員の発言ではなくて、その委員
の発言なのですから、何度発言しても構わないと思います。

【吉田委員】 私たちが直接聞くなり3分3問という制限がある中で、それはルール違反ではないと
いうお考えなのではないでしょうか。

【中村委員】 論点が違うのではないかと思いますのですけれども、委員がその質問が重要だと思って委員会の中で質疑をしようと思って聞くわけですから、それはもう委員の質疑なのです。何度も同じことだけれども。それはもう、委員外議員に頼まれたからその人の代弁をしているわけではなくて、その人の問題提起が重要だと思ったから、私がそれを委員会で発言しましょう、質疑しましょうということです、それは3分3回がどうのこうのではなくて、その委員の発言ですから全く問題ないと思っています。

【木村委員】 平行線の状態が続いて、この件について私は最後に発言をするのですけれども、この委員外議員の発言云々が今までそれほど、もう10年、20年前から見て、こういうことが初めて今回出てきたのです。これが何で自民党・新政クラブから出てきたかというのを、私としては深刻に考えていますから、そういう意味で最後に一言言っておきたいと思います。これは深刻な問題だと思います。

【石田委員】 委員会制だからということは従前からずっと言われていて、これは3分3問というのが決まる経緯のときにも同じようなお話をされていたと思うのです。

一問一答にするとということは、何かその12月のことではなくということの中村委員がおっしゃっていましたが、だとしたら、なぜ、前回と言っていることが大して変わらない、3分3問というのと変わっていないという状況のまま、その申合せから大してたっていない状況の中で今回こういった提案があったのか、教えていただいてよろしいですか。

【中村委員】 先ほども申し上げたのだけれども、この委員外議員の発言というのは、もうずっと議論している話なのです。その3分3回というのも、一つの妥協の中で得た産物だと思っています。ところが、さっき私、申し上げたように、この3分3回というものがあくまでも権利のように定着してしまっていて、委員外議員は3分3回発言できるのだというような運用になってしまっているところに大きな問題があるというのが、私、さっき申し上げたとおりです。あくまでも委員会だから、委員が発言する権利があるのであって、委員外議員は特別に認められたから、発言するのであればそのぐらいの時間の中で発言してくださいねというのが本来の運用であって、3分3回は自分の持ち時間なのだというような今運用になってしまっているのが大きな問題だというのが、一つ私が先ほど申し上げたことです。

だから、そういう形で3分3回はいいよとなってしまうと、それがあたかも、もう既存の事実のようになってしまっているから、そうではなくて、もともとは委員が発言する場であって、特別に許可が得られた場合は発言が例外的に認められるという。だから、言っていることは別になんか変わっていないのです。ただ、その3分3回が、もうあたかも権利のようになってしまっているもので、そうではなくて、そもそもの委員会では委員外議員は発言しないことを原則というもともとの本来の運用を確認しているだけだと思っています。だから、これからも委員会が認めるのであれば、発言が全くできないわけではないというのは、もう最初から言っていることです。

【井上委員長】 これも、ちょっと発言としては同じ議論が……。

【中村委員】 同じなんですよ。

【鳥渕委員】 公明党がこの自民党・新政クラブの意見に賛成をするという理由として、私からも一言言わせてください。これまでさんざん審議してきて、我々もその少数会派の皆さんに対しての配慮をかなりしてきたわけですよ、発言をしてもらえるために。だけれども、今、中村委員がおっしゃったようにあたかもそれが権利かのように、こちらが配慮してあげているのに、基本は委員が発言するのだけれども、今回はこれまでやってきたように委員外議員は3分3回だけやりましょうかという配慮をしてき

ただのだけれども、そのやり方が、さっき星野委員も言っていましたけれども、どうしても発言したいから、自分が所属していないそれぞれの委員会に出てきて、当たり前のように発言をする。3回3分認められているのだから、当然発言していいだろうというような形でやってきたと。我々は配慮をしてきたのだけれども、もうそろそろしっかりと正規のルールに戻って、やはりもう1回、禁止ではなくて、それぞれの、どうしても発言したいというのであれば事前に根回しをして、各委員にこのことだけは僕に言わせてもらいたいという段取りを踏んだ上で、それが特別な理由だというふうに思っています。

【西田委員】 私も一言申し上げたいのですけれども、私、最大会派に所属しているので、市長が自分の通っているSUPの教室に随意契約をしたということで、半年ぐらいかけてずっと議員調査をして、これがコンプライアンス違反なのではないかということを委員会質疑したかったのですけれども、ルールにのっとれば私はそれができないので、同期の町田（浩）委員にお願いして、それで質疑をしまいいりました。細かく質疑事項もつくって、このように質疑してほしいと。最終的な判断は委員の方によるので、そこまでのコントロールが及ばないのですよ。でも、私はそれを甘んじて受け入れました。

しかし、石田議員は、質疑したい方、はいと言って、随分いいなというふうにはちょっと見ていましたけれども、私はずっとそうやって我慢をし続けて、石田議員は好きなときにぼっと来て、ばあつと言って、帰ってしまう。これってどうなのですか。フェアなのですか。

【石田委員】 西田委員の並々ならぬ思いはしっかりと受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

その上で、傍聴に来て、何か質疑を、好きなことを言って帰ってしまうという事実に基づかないことが繰り返しこの委員会場で言われていることが、非常に疑問です。皆さん御存じのとおり……（発言する者あり）ちょっと、私の発言中なので勘弁してもらっていいですかね。控室に行くと、委員会の音声は流れているのです。委員会で私が発言することがもうできなくなった状態で、さらに、一般質問ですとか様々なことも準備しなければいけないので、控室で委員会のやり取りを聞きながら様々な準備をするほうが効果的ではないですか。非常にたくさんの議案ですとか質問の準備とかをする関係で、やらなければいけない。だから、帰ったという表現は、つまり、委員会で発言をしたら私は議会を退庁しているということを断定的に言っている方々がいらっしゃるわけですよ。それは事実誤認です。私、基本的に、委員会傍聴で来て質疑するときというのは、ずっといます。控室で、ずっと作業しています。音声も聞いています。そういう事実に基づかないことを複数の会派から断定的に言われて、だから必要なのだからみたいなことを言っているというのは極めて遺憾ですので、これから多数決を採ってやられるのでしょうかけれども、事実ではないことを事実かのように言って中傷するのはやめていただきたいと思います。

【北島委員】 私は、意見を言うところを残していただきたいという思いでいる側の人間であることは間違いありません。ただ、委員会に出ていらっしゃる委員の皆様も同じように、一般質問の準備とかも控えている中で委員会の質疑をつくっています。それに対して、当該議員は自分は一般質問をつくっていく中で効果的だとか、スピーカーから流れてくるのを傍聴しながら質疑のタイミングで行っているとか、決して聞いていなくてという部分ではなくて、そういった議論をする場ではなく、やはり少数会派として大会派の皆様が配慮していただいている部分というのは、皆様、改めて考えていただいて、どう、この意見を言う場を残していただくかという部分に対して全力を注ぐべきではないのかなと考えています。

その中で、先ほど、もしかしたら自分も間違えて権利と言ったかもしれないのですけれども、その

中で許可を得ている部分に関して、どうにか残していただきたいという思いを訴えつつも、すり合わせをしていくべきではないかというのが自分の意見でございます。

【吉田委員】 町田（浩）委員に頼んで質問をしていただいた、その議論に関しては西田議員も我慢されたということだったのですけれども、その議論に関しても30分ぐらいされていて、それをやったら何でもありですねということも副市長もおっしゃっていたと思うのですけれども、それに関しては問題視されていないのですが、そのことに関してはどう思われますでしょうか。

【西田委員】 あくまでも委員会のルールにのっとってしたということで、それは副市長がちょっと事実誤認があったかなというふうに私は捉えております。委員に頼んで、質疑を用意して、その質問をどう判断するか、質疑していくかはその委員に委ねたと。別に吉田委員が、同じ子育てのことで、委員会に所属されていなくて、私に質疑したいと言っただけで私も納得すればそれを質疑するということも、会派を超えてあり得ることだと思っております。

【高久委員】 今の論議の中で、大会派が偉くて小会派が大会派の何か許しを請うて発言しているみたいな、そういうふうになんとなく私には聞こえた意見があったので、それは違いますよと。議員は対等平等で、たまたま会派をつくっているという認識でいていただきたいということです。

【井上委員長】 当然です。

ほかに、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 やはりこれは協議しても全会一致とはなりません。それでは、委員外議員の発言について、委員長として採決を行うことといたします。

それでは、委員外議員については発言しないことを原則とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【井上委員長】 賛成多数。よって本件について、委員外議員については発言しないことを原則とすることに決定いたします。

（3）議員調査の締切日等について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料4を御覧ください。本件も自民党・新政クラブからの提案でございます。

前回、この資料が配付された上で、提案会派から記載の3点について説明があり、持ち帰りとなって本日協議することとされたものでございます。

【井上委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた本件について各会派の意見を順番にお伺いいたします。資料4に記載の3点全てについてお願いいたします。大和維新×iRAISE。

【星野委員】 このまま文章化することに賛成です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 1番に関して、議員調査の回答希望日は、原則として依頼日から2週間以上の期間を設けるものとする、ただし、行政運営上支障がなく、双方の合意がある場合はこの限りではないという修文をしていただければと思います。

理由としましては、職員の業務負担に配慮する考えでは、もちろん賛成であります。一方で、既に保有している資料や短期間で回答可能な案件にまで一律で2週間必要とすることに関しては、市民サービスや議会審査の観点から硬直的ではないかと考えております。原則2週間としつつ、双方の合意により柔軟な運用を可能とする規定が望ましいのではないかなと。こちらは意見です。

【井上委員長】 では、虹の会。

【石田委員】 今、当該の資料というのが、前回配付と言われているのですが、ちょっと今ぱっと出てこなくてどうしようかと思っているのですが。

【井上委員長】 今日の資料4。

【石田委員】 ごめんなさい。これですね。大変失礼いたしました。自民党・新政クラブから3点いただいております。

「議員調査の回答希望日は、必ず最短でも2週間後とする」に関しては、次回の会期日程で示されているものを見たら分かるかとおり、8月20日の議運なのです。その次に1回目の委員会が8月31日なわけです。11日しかないわけです。なので、これだと委員会に間に合わないわけですという状況が明らかになるような設定をするというのは、ちょっと無理だなと思っています。

「2、公開・非公開の判断は、大和市情報公開条例に倣うこととする。仮に不服がある場合」、これはもうおっしゃるとおりだと思いますので、異議はありません。「3、議員調査において、議会側と市側が互いに安心して請求・提供できるように仕組みを整理し、明文化して、『議員調査依頼表』の書式に明記する」と。

多分この必ず2週間にするというのを明記したいのだと思っていますけれども、これに関しても、1に関して異議がありますので、のめないなと思っています。

ただ、私は、2週間空けるということは、原則というのは守っているつもりです。ほかの議員調査に関しては、基本的に2週間空けています。ただ、やむを得ない事情があったときには、議員の使命を全うするためにはお願いはしている状況です。御対応いただけるとときと御対応いただけないときというのがありますので、それも含めて受け入れているつもりでございます。この現状のままでよいかなと思っています。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 様々な審議会が開催される中で、その配付資料などが、予算や決算の直前にやることが多いので、審議に必要でも2週間と決めてしまうと手に入らないということがあります。審議会の配付資料などは公開されているものでありますので、市のホームページで公開されるようにしてほしいということと、議会会期の日程を考慮して公開していただきたいということです。

あと、審議の決算の議案書は1週間前にしかもらえないので、資料請求が必要な場合、審議に必要なものが必要なときには間に合わないの、ここはどうしたらいいかというところを話し合って、ここは変えていくべきではないかと考えています。もし2週間とするのであれば、議案も2週間前にももらえるとか、委員会と一般質問の順番を変えるなど、やり方を模索していくべきだと思います。

2番については、これは賛成です。情報公開条例に倣うということで、賛成です。

3番についてなのですが、これはちょっと質問をさせていただきたいのですが、「議会側と市側が互いに安心して請求・提供できるように仕組みを整理し」というところは、話し合いをするということなのではないでしょうか。仕組みを整理して明文化するということの、どういうふうにやっていくかというところをちょっと説明いただければと思います。

「『議員調査依頼表』の書式に明記する」というところも、2週間ということだけを書くのか、それ以外も書くのかということも、詳細を教えてくださいたいと思います。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 前回も言ったのですが、我々議員に提案される議案の提示が1週間前ということがありますよね。それにもかかわらず、この3のところでは2週間というのを明文化するのはちょっと矛盾することになると思うのです。ですから、これはこういうふうに明文化しないで、現状のお互

いの議員と行政側の信頼関係に基づいて審議ができるようなことに——ちょっと私の認識としては、なぜ、こういう2週間という提案が出されてくること自体にどういう経過があったのか、認識がちょっと皆さんより遅れている部分があるかもしれませんけれども、かえって明文化することは、このこと自体が矛盾することになるのではないかということを懸念しております。ですから反対です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 一応、会派としては支障がないだろうという判断になりましたので、この件については賛成したいと思います。

【井上委員長】 公明党。

【鳥渕委員】 今までどおりで、これに賛成したいと思います。

【井上委員長】 各派からの意見を踏まえて協議をお願いしたいと思います。

【星野委員】 私の理解では、今回、自民党・新政クラブが出してきたこの締切日についてというのは、既に運用されているものを改めて文字に起こしたものである。つまり、今と運用は基本的には変わらないということと私は認識しているわけです。この「2週間後とする」ということに対して議論が出ているのですが、現状、既に2週間後という形で、2週間後を設定するというところに運用上なっているのです。何か新たな論点が出てきて2週間が問題だというのは、そもそもちょっと違うと思っていて、あくまでもここの締切日、自民党・新政クラブが出してきたものは、現状のものをきちんと文章として運用しやすくしましょうという性質のものであって、新たにルールを課すとか、新たに規制を課すという類いのものではないと私は認識しております。

【西田委員】 私もよく議員調査するのですけれども、この2週間でルールを守っておりまして、特段今までの議員活動で困ったこともありませんし、市にもすごく誠意をもって御対応いただいているなと思います。先方も通常の業務の合間を縫って資料を用意してくださりますので、そういったことも考えて、2週間というのはそもそも決まっていたことですし、合理的な期間ですし、何ら運用上問題ないと思いますので、明文化することには全く問題ないと感じております。

【石田委員】 この間の運用が、2週間というふうに切っているのですけれども、実際に職員とお話をして落としどころをつくってくださいというのが、この間、実際運用で行われていたことだと思っています。ただ、今回の提案は、もうそういうのをなしにして、完全に最短でも2週間というふうに切って、それ以下で、たとえば職員さんが、これだったらもう持っているものなので1週間ぐらいで出せますよと言ってくれたら、1週間で切っておきますねとか、こういうやり取りというものを排除する内容になってしまうと思うのです。なので、やはりそこに関しては一つ課題があるということと、一番申し添えたいのは、最初に言ったのですけれども、議案が最初に渡されてから委員会が始まる日まで2週間空けてしまうと間に合わないわけです。今回の議案で言ったら、何でしょうね、いろいろありますけれども、議案の中には本当に情報が全然ないものもあるわけです。説明会が間にあるので、それで聞き取ることも一定程度できるのですけれども、やはり文書ベースでもらわないと把握できないものがあるというのは逐一説明しなくても分かっていただけだと思うのです。そうすると、それをできない状況にするということは、明確に議会の議案審査能力だとか調査能力を著しく悪化させることにつながる提案ですので、この深刻な課題を度外視して進めるというのはできないと思います。

ただ、方法論はいっぱいあって、一般質問と委員会審査の日程を取り替えるとか、そういうふうにして委員会審査の時間までに、助走期間をつくってもらえればその間にちゃんと調査できますから、そういう何か無理しなくてもできることがあるのに無理なことをやろうとしているということに非常に違和感を覚えています。

【中村委員】 先ほど星野委員からお話しあったのですけれども、これは新しい話ではなくて、現状を整理しているだけです。1番目も、「議員調査の回答希望日は」と書いてあって、議員調査のところに「回答希望日」と書くところがありますよね。あそこに最短2週間を書くようにという、今と一緒にです。でも、本当に右から左に出せるような簡単な資料であれば2週間かからずに出てくるものもあると思いますよ。ただ、それをこちらのほうで強制して、とにかく明日出してくれ、明後日出してくれとは言わないで、一応2週間空けて要望はするけれども、向こうがすぐ出せるものであれば向こうも出してくれると思いますし、今もそういう運用でやっていると思います。2週間たたなければ絶対出さないということでやっているわけではないと思いますし、そういうことを言っているわけではないのです。

今、28人議員がいます。確かに議案が来てから委員会までの日数が限られているから全ての資料が思うように出ないかもしれないけれども、でも、実際に28人の議員が全員様々な要望をしたら、2週間だって3週間だって、出ないかもしれませんよね。だから、これはあくまでも2週間は最低空けてもらわないと、いろいろ細かいものを整理したりするものについてはこのくらいの期間がないと準備ができないよということで、一定のこの日程を上げているということなので、2週間たたなければ絶対何も出ないということを言っているわけでもないし、2週間なければ出してはいけないという決まりをつくるという提案でもないです。その辺はちょっと誤解があるみたいなので申し上げておきます。

【吉田委員】 現状を整理しているということでしたけれども、予算の議案書が1週間前にしかもらえないということで、実際にこの審議に必要なものが間に合わないという現状が起きているのです。それに関しては、どうしたら手に入るのかということはどういうふうにお考えでしょうか。

【中村委員】 もちろん、今、吉田委員がおっしゃった委員会の日程をずらすとか、そういったことはまた別の議論として私は考えていかななくてはいけないことだと前から言っています。ただ、今回は、この議員調査の日程について話しているので、全体のところで委員会と一般質問を入れ替えたほうがいいのではないかと、どうのこうのという話はこっちへ置いておかないと、とにかくいろいろなものがぐちゃぐちゃになります。

幾ら、これを1週間にしたところで、3日にしたところで、出せないものは出せないわけです。とにかく物理的に人間がやっているものだから、これを幾ら短くしても、2週間が長いから1週間にしてくださいといって1週間としたところで、できないものはできないのです。できないものを、ハードルを上げて、これを1週間とか3日までに出すようにということで、3日と書いたのにできないじゃないかということになると、またいろいろとそれが職員にも過大な負担になってしまうということで、いろいろなことを考えたときに2週間ということを一応切っておいていただければ、何とかできるのではないかとというのがこの2週間という期限です。ただ、分量によっては、2週間でもできないかもしれませんよ。でも、少なくとも2週間ぐらい空けていただければ何とか準備できるのではないかとというのがこの記述であるということで、その辺を御理解いただきたいなと。

もちろん全ての資料が自分が希望する日にそろわないかもしれないけれども、それは現実問題として、ある資料の範囲で審議をするしかないじゃないですか。それをさらにどういう形で資料を出せるような期限に延ばしていくかどうかということについては、また今後議論していかななくてはいけないのかもしれないけれども、今回の私たちの提案は、現状の話をこういう形で整理しましょうということを提案している、まさにさっき星野委員がおっしゃったように、今の状況を整理して提案しているだけです。

【星野委員】 ちょっと議論が複数にわたっているのですけれども、もう1回ちゃんと確認させてください。ここは、現状は、この文書に対して、「締切日について」という自民党・新政クラブの案に対して賛成か、反対するののかという話であることと、もう1個、間に合わないという論点が出ていますよね。間に合わないという論点が出るのであれば、では、この文書をつくるということで、間に合うようになる、間に合わなくなる、いや、現状、間に合っていないのですよね。現状間に合っていないのに、この文書をつくったら間に合うのだったら分かるのですけれども、現状間に合っていない。現状を文字化するというだけの話となると、論点としては、まずこの締切日について議論するということと、そして2週間に間に合うように会期日程を延ばすのであれば、それはまた、先ほど議論にあったとおり、日程を延ばすかどうかという別の議論の話なので、ここの2つが並行してあるのですよ。ここをちょっと整理して、今やるべきことはこの内容。そして、間に合わないというのも、僕も正直、この日程は問題だと思っています。間に合わないことは問題だと思っているのですけれども、それは別の形できちんと会期日程を話し合いましょうという形に整理するべきなのではないでしょうか。

【井上委員長】 暫時休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

今の議論をちょっと整理すると、提案会派のほうは議会運営全体を見直そうというような話を今しているのではなくて、それを今考えてもいないのです。回答期限2週間というのはもともと決まっていることであって、それでは遅いというのは、議会全体の総意でもないと思います。（「論点が」と呼ぶ者あり）そう。論点がずれてしまっている。今回は、今まで決まったことをしっかりと明文化して、それに対してしっかりと守っていきましょうねというような提案です。現状ちょっとそれが、負担が出ているような話も出ているということです。

【北島委員】 先ほど来、委員外議員が不規則発言をしまして申し訳ございません。提案会派の自民党・新政クラブに確認をさせていただきたいのです。これは議員調査の回答希望日の期限を必ず最低2週間ということであって、行政側の回答を2週間空けるという意味合いではないということでお間違いないでしょうか。お願いします。

うなずいての了承をいただきまして、ありがとうございます。ということは、可能であれば行政側も2週間からずくに回答いただける場合もあるし、やはり情報量だったりとか、いろいろ調査しなければならない状態においては2週間以上かかる場合もありますよという、これは基本的な話ということでよろしいですね。ありがとうございます。

【石田委員】 現状も2週間でやっているのだから、私自身も2週間以上短い期限で希望日を切るということは、もうここ何年もやっていないです。なぜかという、そういうふうに決まっているからです。その上で、委員会の審査というのはこの日にあるから、なるべく早くもらえると助かるということで、要望ベースをお願いすることがございます。多分、中村委員だとかがこういう提案に至った背景というのは、そういった私の動きというのものもあるのかなと思うのです。なので、いいのですけれども、2週間を原則にする。2週間でお願いしますし、早く出せるのだったら出してほしいというこれまでどおりをお願いするだけです。

例えば今回、委員長がもう切り分けているので多くは申し上げませんが、やはり重大な問題だと思いますよ。議案が示されてから2週間空けなければいけないというのは、そこに関しては、やはり行政側に無理を強いない方法で進めていくという方法があると思いますので、ぜひこれに関して

前向きに御検討をお願いしたいと思いますので、これは意見として申し上げます。

【福本委員】 今の石田委員の発言で、ちょっといかがかなと思った点があったので改めて確認させていただきたいのですけれども、私たち、「議員調査の回答希望日は、必ず最短でも2週間後とする」ということで、「必ず最短でも」という文言が入っております。これはお願いベースで乱用されてきた事実があって、こういう表現をさせていただいております。改めて申し上げますけれども、議員個人に法令上の強制力のある資料請求権がないということは、もう皆さん周知の事実になっているかと思います。あくまでも任意の協力であって強制力はないわけであって、これは回答日を2週間よりも短くしてほしいという要求をすることがあると、たとえお願いベースであったとしても、やはり控えなくてはいけないと思っていて、なぜならば、議員と職員の関係性を考えると、職員の立場ではこれはなかなか断りづらいところがあるのです。それが積み重なっていくと、それこそパワハラの温床にもなりかねないということもあるので、ここはやはり控えなくてはいけない。そこも含めて、1点目の「議員調査の回答希望日は、必ず最短でも2週間後とする」と示させていただいております。お願いベースで言うのはオーケーという話ではないことを申し上げておきます。

【石田委員】 それは過剰な要求だと思います。ハラスメントに気をつけなければいけないというのはそのとおりだと思いますし、ルールとして2週間以上空けて希望日を出しましょうということも、これは明確なルールであります。一方で、その調査を出す背景で、委員会審査が具体的にこの2週間よりも前もってあるということが必ずあるわけですね。それに関して、その状況を踏まえて、ぜひそれも加味して出すタイミングを考えてほしいということをお願ひするというのをやるなということというのは、これを何でやっているのかというと、ただ自分の欲求を満たしたいためにやっているのではなくて、公正なチェックをするために、市民の負託に応えるためにやるわけです。そういう活動を、別に何か強制的な言葉とか暴言を吐くわけでもなく、行政職員に対して議員が意見を申し述べるということが、どこかハラスメントに当たる可能性があるのでしょうか。

【福本委員】 ハラスメントに当たるとは言い切ってはいませんが、過度な負担になりかねないとは思っていて、事実、市の職員も負担感を覚えているのではないのかなというふうに捉えております。事務局に確認したいのですけれども、市側職員からこの件に関して何か事務局に声があったりするのでしょうか。

【事務局次長】 調査に関してということですか。

【福本委員】 いえ、お願いベースで締切日を早めるように求められたことに対して、市側職員から何か事務局にお話があるとか。

【事務局次長】 私もう十四年、五年、議会事務局にいますので、そういう話は市側職員から受け続けてきています。締切日は2週間なのですから、例えば、書類には2週間と書いてあるのですけれども、当該議員から、でも早くできますよねとか、早めにお願ひしますよと言われたけれども、どうすればいいのとか、そういった話は、私は何回も受け続けてきています。

その中で事務局として答えてきたのは、当該議員に対して断れないのですかという話は、私はしてきたのですけれども、市側職員のほうからは、議員に断れるわけないでしょうといった感じで返されてしまって、そういう状況にあるのだなと。私も市側にいたときそういうのは、そのとき、ありましたけれども、今もそういった電話や相談を市側職員から受けてきておりますということだけ答えておきます。

【星野委員】 1点だけ。先ほど来、石田委員のほうから、調査能力という話がずっとあると思っていて、過去の議論から、それはそのとおりだと思うのです。ただ、それはルール、例えば日程を延ば

すだっつりのルールに基づいて行うべきものであって、お願いベースで行うということだと、そこにやはり恣意的なものが入ってくるし、人間関係の立場の差だったり、相手が気の弱い人かもしれないし、そういうものによって、相手の受け止め方もやはり変わってきてしまう。それが長年来繰り返されて、いろいろな問題が起きてくる。職員の精神的な負担も増えてきたのでしょう、恐らく。だから、こういう形になっていると仮定すれば——私の想像なのではけれども。

なので、石田委員のおっしゃるとおり、調査能力が必要なもので、それはこの2週間という期間というよりかは、日程を延ばしたりという別の枠組みで議論すべきことだと考えます。

【吉田委員】 一番初めの発言の中で聞いてしまったのでちょっと流れてしまったかと思うのですが、3番の「議会側と市側が互いに安心して請求・提供できるように仕組みを整理し」と書いてあるのですが、ここに関しては、市と話し合いをするということなのではないでしょうか。

【福本委員】 いえ、そういうことではなくて、明文化をすることによって、お互いにルールが確認できているよねということでの、安心して請求、提供ということになります。

【吉田委員】 そこを市側と一度ちゃんと話してみるべきではないかと思いますが、そのことに関してはどうでしょうか。

【井上委員長】 ちょっと補足しますと、これはもともと市側と議会が話し合って決めたルールなのです。もともとそういうふうな、2週間あれば行政のほうも何とか対応できるであろうというようなところで落としたのがこの2週間というルールであったと僕は記憶しています。

それを、運用上、ちょっと曖昧になってきている部分があるので、もう一度ここを整理して明文化してはいかがだろうかというような提案であると理解してほしいです。

【吉田委員】 調査依頼するときに、事前に市と話し合って調査依頼をかけているのですが、そのときに、すぐに出せますよと言ってもらえる場合もあるのです。そういうこともあるので、必ずしも2週間と決めなくていいのではないかと思います。これは意見です。

【中村委員】 さっきも申し上げただけけれども、2週間と書いたからといって、2週間たたなければ出せないという意味ではないのです。希望日は2週間、最短2週間の日を書くけれども、行政側がすぐに出せるものであって翌日出せるようなものであればそれを2週間待たなければ出してはいけないというわけではなくて、出せるものなら出せる。その辺は行政側と議会の信頼関係で、当然これが次の委員会が必要だということだって向こうも分かっているわけだから、出せる資料であれば、意地悪して委員会が終わるまで出さないなんてことはないと思います。

ですから、向こうが出せるものであれば早く出してくれるでしょうし、ただ、私たちのほうからそれを要求できない。とにかく2週間よりも早くそれを出してくれと催促することは控えて、あくまでも2週間の期間を置いて要望するけれども、それでも向こうが可能であれば自発的に出してくれるものを駄目だというわけではないということです。

【井上委員長】 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

もう1回整理します。これは今まで決まっていたことを明文化しましょうということにイエスカノーかということを確認しています。これだけです。もう平行線ですので、では最後、端的にお願いします。

【石田委員】 福本委員は、先ほどちょっと私の発言に対して、何かこういう意図があったのだと

いうことはあったと思うのですけれども、意図は分かるのですけれども、今回合意することというのはここに書かれているものだけということでもいいですか。

【福本委員】 はい、そのとおりです。

【石田委員】 了解です。

【井上委員長】 では、これに関して全会一致にならないかなということとで……（「なりそうじゃない」と呼ぶ者あり）なりそうですか。では、もう1回聞きますか。今まで決まっていたことを明文化することに対して、いかがですか。異論ありますか。

なしであれば全会一致でもいいですか。（発言する者あり）駄目ですね。（「では採決」と呼ぶ者あり）では、採決をいたします。

議員調査の締切日等について、委員長として採決を行うことといたします。

それでは、議員調査の締切日、以上3点について明文化することについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【井上委員長】 賛成多数。よって、議員調査の締切日等を明文化することと決定いたします。

（4）議員提出議案の提出者本人による賛成討論について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 （2）と同じく本件も自民党・新政クラブから、議員提出議案の提出者本人による賛成討論は自粛して行えないこととするとの提案がなされ、前回、6月17日の本委員会で御協議いただきましたが、再度持ち帰りとなり、引き続き本日協議することとされたものでございます。

【井上委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた本件について各会派の意見を順番にお伺いいたします。後ほど議論をいたしますので、これに対して賛成か反対かの表明だけ、まずはしていただければと思います。公明党から。

【鳥淵委員】 賛成です。

【井上委員長】 自由クラブ。

【木村委員】 提出者の賛成討論は、なしということね。賛成。

【井上委員長】 日本共産党。

【高久委員】 反対。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【吉田委員】 反対です。

【井上委員長】 虹の会。

【石田委員】 反対です。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 賛成討論をしてはいけないということに賛成です。

【井上委員長】 大和維新×iRAISE。

【星野委員】 賛成です。

【井上委員長】 それでは、各会派の意見を踏まえて協議をお願いしたいと思います。

【中村委員】 これは前回も言ったのですけれども、2つのことで問題があると思っていて、1つは、提案者が提案した理由を補強するような意味で賛成討論をした場合、1会派1回討論の原則があるのに事実上2回討論しているということになってしまうので、それは問題だと思うのが1つ。

そしてもう一つは、これは非常にもっと問題だと思っているのが、提案理由説明のときには、本当の理由を言わないで表面的な理由を言って、そして賛成討論で本音を言うという運用をするような、

この間そういう発言があつて、私、それはもっと問題だと思つて、そうだとすると、そういった会派から来ている意見書にはもう乗れないということになってしまう。そうすると、これは今はそう言っているけれども本心は違つて、議場で本心を言うから、ここで賛成、反対で乗れないよということになってしまつて、議員としての信義則に反してしまうことになるので、本音ではないことを、建前のことを提案理由では説明して、本当は討論で言いたいから討論するのだということであれば、それはこの理由で認められないと思うので、この2つの理由で提案者が賛成討論するのはおかしいということで、提案をさせていただいています。

【北島委員】 前回、私たちは反対という形だったのですけれども、前回意見を述べた上で、賛成討論をした会派の方が、やはりその会派の意見は別にあるのだということをかたくなに変えずにいらつしたつたので、もうこれは意思が通じないと思ひまして、賛成という立場に変わりました。

【石田委員】 中村委員の、提案会派の御説明とやはり大きく根底から違ふなと思うのは、提案説明と賛成討論というのは全く性質が違ふということです。議案そのものの説明を行う提案説明と、会派としてどのようにその説明されている案に対して考えているのかという会派としての考えということで2つあるわけです。これというのは全く性質が違ひますので、先ほど2回討論ができるということをおっしゃっていましたがけれども、それは全く事実ではないと思います。そういった観点から、討論を2回するというわけでもありませんし、議案説明と賛成討論というものが、性質が全く異なるものであるということです。

私がやはり一番憂慮するのは、前回委員長に少し確認をさせていただいたときに、それでも賛成討論をもし、私は基本的にない、多分今後することはまずないと思いますけれども、万が一どうしてもする必要性があつたときに手を挙げる可能性があります。そのときに、協議の上、発言を抑える可能性があるということでありました。私、前回、事務局に確認したのですけれども、自治法上、それは大丈夫か、リーガルチェックができていくかということでやったら、事務局からは、議長が決めることだというふうに言ったのですが、その議長の判断が自治法上をどう判断されるかということに関して、しっかりとリーガルチェックをする必要があると思ひています。

そういった自治法上課題が発生し得ることを本市議会として申入れを行うということは、市議会としての品位に係ることでもあると思ひておりますので、その部分に関しても非常に留意をしているところです。

【井上委員長】 これに関して、事務局のほうからお願いします。

【議事係長】 自治法上問題ないかという観点だと思うのですけれども、地方自治法は、提案説明についても、討論についても言及しておりません。だからこそ、第120条で「議会は、会議規則を設けなければならない。」との規定に基づき、規則で様々定められております。法で禁止されているかと言われれば、禁止はされております。書いてありませんので、それをもって法で認められているということにはなりません。法の空白という概念がありますけれども、法の定めがない事項について規定を設けることの適法性判断は、その空白が一切の規制を許さない趣旨かという観点での検討をすることになります。

今回の件で言えば、法は明確に、委員会のことでしたら条例、ないし、会議の運営に関することは会議規則による自立的な運営を許容しているし、促しております。特に第109条第3項は、議会運営に関する事、会議規則に関する事、委員会条例に関する事は議会運営委員会の所管事項と明文規定を置いております。したがひまして、提出者本人の賛成討論や、先ほどの委員外議員の発言にも関係するのですけれども、そういったものを議運で協議して、各地方議会の実情に応じたルールを

設けることは、何ら法の趣旨に反するものではないと考えられます。

以上のことから、運用上のルールを設けることはできるという前提で、どういうルールがいいのかということを御協議いただければと思います。

【星野委員】 これは地方自治法の議論を持ち出すまでもなく、やはり何度も言いますけれども常識的に考えるべきことで、だって、提案する議員というのは、基本的にはぜひ賛成してくださいとほかの議員にお願いするわけですよ。

しかしながら、実は私の本意は別であるという形で言われるのであれば、私からは、2つ言いたいことがあって、1つ目は、まず石田委員の主張というのは、僕は間違っているとは思わないですけれども、石田委員がそういう主張であるということは、全ての議員が認識すべきことであって、彼が、これよりそういう形をお願いするということは、恐らくそういうものが背景にあるというものも前提に皆さんが考えるべきことだと思うということが1点。

もう1点、ルールにおいて、議会でもし提案とは別で討論するというのであれば、それを聞いてまた反対するという人も当然出てくる可能性があるわけです。その人に対する、やはり権利が保障されていないわけです。だって、討論は1回しかできないというルールになっているのだから。これは非常に不公平であるという意味で、通常の議会運用においても、やはり問題です。

すみません、またもう1件あったのが、先ほど事務局からもあったのですが、そもそも法律というものは全てそこに書かれているわけではないわけです、人間社会のことを全部網羅できるわけではないので。となったときに、法律ができる前提は何かと考えたら、そこに議会の品位だったり、常識だったり、これは曖昧かもしれないけれども、そういう我々人間社会の営みの中での社会通念というものを前提に法律は立てつけてあるので、書いていないから認められているのではなくて、その書いていないことに、なぜ書いていないのかということにきちんと配慮する、そこに思いを致すということが、我々、法律を盾にするのだったら、議員が考えるべきことであって、これはやはり常識的な範疇で判断すべきことかなと思います。

【高久委員】 中村委員から、なぜこれを言うのかということで、本音と建前といいますか、本当はこうですよと2回言えること自体が問題だという指摘があったのですが、私は、方向性が全く逆のことを言うのであれば、それはおかしいことだけれども、それに沿って、もっと深く突っ込んで話をするというのはあってもいいのかなという感じで。もちろん提案ですから、提案になった場合は多くの賛同者を得るためのことでいいわけですから、緩やかといいますか、包括的に提案するのだと思うのです。

ですから、通常はそれでいいと思うのですが、あえてそれを禁止する必要はないのではないかとということで、反対という立場です。

【中村委員】 私の発言が何かちょっと誤解されているような感じなのでもう1回言いますけれども、2つのことを私、最初に言いました。1つは、提案会派が、自分が提案したことを補強するような意味で賛成討論をする、つまり同じ方向性で討論する場合は1会派1回の討論の原則というのがあるから、事実上2回その問題について討論しているのと同じようになってしまうから問題があるのではないかとということを1つ申し上げた。そして、提案した内容と違う本音みたいなことを討論で言うとなると、それは事実上、本音を秘して、本音を隠して、提案をして、それを後で本当はこうでしたというようなものは、それはちょっと議会という信義則上問題があるのではないかとということで指摘をいたしましたので、私が言ったこの2つはちょっと違う意味なので。

ただ、いずれにしても、提案者が討論すると、そういう問題が起こり得るので、やはりそれは控え

るべきではないかというふうに提案をしています。

【石田委員】 私自身これに賛成することは難しいと思うのですが、一方で、あくまでこの申合せとは自粛ということですので、あまりかんかんがくがく議論するという内容よりは、ある程度、もう前回も議論しているわけですから、一定の結論を出してもいいのかなというふうには、立場は違いますけれども、感じております。

【井上委員長】 よろしいですか。それでは、協議の結果は全会一致とならないので、委員長として採決を行うことといたします。

それでは、議員提出議案の提出者本人による賛成討論は自粛して行わないとすることについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【井上委員長】 賛成多数。よって、本件について議員提出議案の提出者本人による賛成討論は自粛して行わないとすることに決定いたします。

本日付の申合せ事項とし、次回の9月定例会から適用するので御承知おきいただくとともに、所属会派の議員へ周知をお願いいたします。

（５）その他について皆さんから何かありますか。

【赤嶺議長】 皆様、長時間ありがとうございます。お疲れさまでございます。私から一言お願いがございませう。

今回の一般質問も大変多くの議員に御登壇いただけたことに感謝をしておりますけれども、私からのお願いというのは、一般質問における発言は聞き取りやすい速度でお願いをしたいというものでございませう。御存じのとおり、一般質問は、多くの市民も御覧になっておりますし、幹部職員も本会議に出席をして聞いています。また、一般質問では、議員の発言中、議長が議員の発言内容を聞きながら、通告に沿った形で進行しているか、確認をしています。本会議場は、議長席が登壇者の発言内容が聞き取りづらい構造になっていることから、早口で発言をされてしまいますと、一般質問の進行に支障が生じるおそれがあります。以上のことを申し上げまして、皆様の御協力と御配慮をお願いするものでございませう。どうぞよろしくお願いいたします。

【井上委員長】 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 なければ、以上で本日の本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時04分 閉会